

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 47 件

国民年金関係 23 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 43 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 28 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 5 月に姉夫婦の家に住み込み、姉夫婦が経営する鮮魚店で勤務することになった。42 年*月に 20 歳になった時に、姉から「国民年金という制度があるので、私が代わりに加入手続を行い、国民年金保険料は月々の給料から天引きして納付してあげる。」と聞かされたことを記憶している。

昭和 62 年 9 月に厚生年金保険の被保険者になるまで、姉夫婦の鮮魚店に勤務しており、国民年金に加入中の保険料については、すべて姉が納付したはずである。

同居して国民年金保険料を納付していた姉夫婦は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年*月に 20 歳になった時、同居して鮮魚店を営んでいたその姉から国民年金の制度について教えられ、加入手続やその後の国民年金保険料の納付については、姉がその夫の分と共に 3 人分を行うと聞いたとしているところ、鮮魚店を営んでいた申立人の姉夫婦は昭和 37 年 4 月から国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の姉は既に他界しており証言等を得ることはできないが、その夫からは、「実家で別の仕事をしていた義弟に無理を言って私たち夫婦が営んでいた鮮魚店で仕事をしてもらうことにしたこともあり、私たち夫婦は常に義弟の生活や将来等については気にかけており、同居していたにもかかわらず、自分たち夫婦だけが国民年金に加入し、保険料を納付し、義弟に

については加入手続すらしなかったとは考えられない。申立期間当時、店は繁盛しており、申立人の国民年金保険料を払うだけの売上げもあった。」との証言があり、申立人の姉の娘も同様に、「母はおじさん（申立人）をととても大切にしており、おじさんの国民年金保険料を納付しないはずはない。」としており、それらの証言に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の集金人制度について、鮮魚店を訪れた男性を、「あの人が国民年金保険料を集金する人だ。」と教えられてその制度を知ったとしており、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金制度が存在していたことが確認できる上、申立人の姉が、申立人に集金人制度を教えたのは、申立人の保険料も納付していたからと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2806

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

平成3年4月ごろ、法改正により学生も国民年金に強制加入するようになったため、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、6年3月に私が卒業するまで国民年金保険料を納付していた。加入当初は金融機関の窓口で、その後は、父親名義の銀行口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、平成3年4月ごろ申立人の国民年金の加入手続を行い、加入当初は金融機関の窓口で、その後は、申立人の父親名義の銀行口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年5月に払い出されており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「国民年金の加入手続と同時に銀行口座振替の申込みを行った。口座振替が開始されるまで何か月か時間がかかると説明を受けたので、当初の保険料は銀行の窓口で納付していた。」と証言している上、申立期間直後の3年7月からの保険料は、申立人の父親名義の銀行口座から振り替えられていたことが確認できることから、申立内容と一致する。

また、申立人の母親は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったと認められ、納付意欲の高かった申立人の母親が、加入当初の3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2807

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は、昭和47年8月ごろ、区役所から国民年金の加入手続の案内が来たので、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私の妻は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 1 月までの期間及び 48 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 1 月まで
③ 昭和 48 年 2 月から同年 3 月まで

私は、21 歳の誕生日の少し前に、親や当時の勤務先に住んでいた人に勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、まとめて国民年金保険料を納付し、その後、集金人に保険料を納付していた。

結婚後は、転居先で集金人に保険料を納付しており、私の夫が国民年金に加入した後は、夫の分と一緒に保険料を納付していた。

私は、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までは、いずれも短期間であり、申立人は、申立期間①から③までを除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間①について、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号における任意加入者の国民年金の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は昭和 43 年 7 月ごろであると推認され、その時点において、申立期間①の保険料を納付することが可能であることから、納付意欲の高かった申立人が、加入手続を行っておきながら、当初の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間②当時居住していた市の被保険者名簿によると、

申立期間②直後の昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の保険料は納付済みとされている一方、申立人の特殊台帳では、同期間の保険料が未納とされているなど、両者の記録に齟齬がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立期間③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から48年11月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、母親が国民年金に加入していたことから自分も国民年金に加入した。

昭和39年ごろ、妊娠の診察のために保健所へ行っていた時期に、区役所で国民年金に加入し保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間中に申立人の住所に変更はあったものの、同一市内での転居であること、及び申立人の所持していた国民年金手帳によりこの間の住所変更届を適切に行っていることが確認できることなどから、申立人は申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和39年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の主張どおりであれば、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、国民年金手帳記号番号払出簿の調査をしたが、別の国民年金手帳記号番号は確認できなかったとともに申立期間①の当初に加入手続が行われた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年12月17日に国民年金に任意加入し

ているものと推認され、その時点では、申立期間については、未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から49年3月まで
② 平成4年7月から7年3月まで

私は、厚生年金保険適用の会社を退職した後、20歳になったら国民年金に加入しようと思っていたので、加入時期についての具体的な記憶はないものの、自ら加入手続をした。

結婚後は、私が夫の国民年金保険料と共に自分の保険料も含めて、同じ日に、同じ方法、場所で納付していたので、私の保険料のみが未納であるはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の夫は、同期間の国民年金保険料が納付済みになっている上、平成4年4月から6年3月までの期間の保険料を前納していることが確認でき、申立人の保険料の納付が可能な十分な資力があつたものとうかがわれることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、納付日の記録が残っている申立期間に近い平成8年度以降については、申立人が主張するとおり、申立人夫婦の納付日は、過半において同一日であることが確認でき、申立人の夫の納付記録は、前述のとおり、申立期間について納付済みとされていることから、申立人の申立期間②の保険料も同様に納付されていたとしても不合理ではない。

2 一方、申立人は、20歳になった昭和40年に国民年金の加入手続を行い、事実上の婚姻を始めた昭和44年4月以降の申立期間①について、申立人

がその夫の分とともに夫婦二人分の保険料を同一日に同一方法により納付したと主張しているが、申立期間の保険料の一部について、夫の分はさかのぼって納付したとみられる記憶があるが、自分の分は憶えていないとしているなど、申立人の記憶は定かではないことから、申立期間当時の国民年金保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 49 年 12 月に行われたものと推認され、その時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付することかできない上、さかのぼって納付した形跡も見当たらないことから、申立人が加入手続をした時点で年度当初の 49 年 4 月分の保険料から納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 7 月から 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2811 (事案 1401 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年の暮に私の元夫と一緒に区役所に行き、私の帰化手続を行った際に、元夫が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、元夫が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないと申し立てたところ、納付記録の訂正は認められなかった。

しかし、その後、私の元夫の銀行口座の記録が残っていることが分かったので、再度元夫から聞き取りを行うなど、再調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、具体的な加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、申立人の元夫も具体的な記憶がないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 14 日付で総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、前記の決定後に申立人の元夫から聞き取りを行った結果、申立人の元夫は、申立人の国民年金の加入手続を行った後に、過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付した記憶がある旨の新たな証言をしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月ごろ払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間のうち 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付することは

可能である。

また、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金の保険料額については、納付済みとなっている 62 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人の元夫が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人から当委員会に提出された申立人の元夫の銀行口座の記録からは、加入手続後の昭和 62 年 10 月から申立人の国民年金保険料を納付するために口座振替の手続を行っていることが確認できる上、元夫が申立人の国民年金保険料を納付していたとする期間については、申立期間を除き未納はないことから、元夫の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当初から同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の元夫が、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 6 月に、住所変更の手続を行うため、私の母親と一緒に市役所の行政センターに行った時に、国民年金に加入した。その際、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、2 年分の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和 47 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間の国民年金の保険料月額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 47 年 4 月以降の保険料月額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。私の夫が厚生年金保険に加入していた期間については、私が一人分の保険料を納付書を使用して、その都度、納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である上、前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間のうち、厚生年金保険に加入するまでの昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納付済みになっていることから、当該期間について申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間中の住所変更手続きを適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年10月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から52年10月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後の昭和49年10月ごろ、私の夫と一緒に市役所へ行き、国民年金の任意加入手続を行った。また、夫から付加年金にも加入した方が良いと言われ同時に加入した。その後、集金人又は金融機関で国民年金保険料と一緒に付加保険料も納付していた。私は、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年10月ごろ、市役所で申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その当時、申立人が妊娠していたことから、その夫の車で市役所へ行ったことや、夫から付加年金の加入も勧められたことなど、国民年金の加入手続を行った当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、その夫も、その当時、申立人の国民年金の加入手続を行ったことについて憶えていると証言していることから、申立期間①当初に国民年金加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、申立人の夫の給料から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の厚生年金保険における標準報酬月額は、申立期間①及び②当時、上位等級であったことが確認できることから、申立人は、付加保険料を含めて保険料を納付するだけの資力があつたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②についても、引き続き付加保険料を含めて

国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳のころ、父親に勧められ、母親と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は、当初、父親が店に来ていた集金人に、母親及び私の保険料と一緒に納付してくれていたが、妹が 20 歳になってからは、妹の分も含め三人分の保険料を納付してくれていた。母親と妹の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人は、集金人が店に来ていた際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間当時、申立人が居住していた市において、集金人制度が存在していることが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は、60 歳を過ぎてから国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付している上、その父親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親及び妹は、保険料を完納していることを踏まえると、納付意欲の高かったその父親が、申立人の保険料のみを納付しなかったのは考えにくい。

さらに、申立人の友人は、申立人が申立人の父親から国民年金保険料を納付してもらっていたことについて聞いたことがある旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、役所の女性が国民年金制度の説明に来たので、後日、この女性を介して私が国民年金の加入手続を行った。その際に年金手帳が発行されたと思うが、同じ集金人に事務の処理に必要であるとして回収されてしまい、返却してもらえなかった。

申立期間の国民年金保険料については、私が同じ集金人に3か月分又は6か月分ずつ納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続をした時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付された任意加入被保険者の資格取得日と20歳の強制加入被保険者の手続日から40年4月から同年8月ごろまでと推認され、この時点では、国民年金保険料の現年度納付が可能な期間であり、加入手続を行いながらその直後から保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、保険料を集金人に3か月分又は6か月分ずつ納付していたとしているところ、申立人の居住していた市では申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人の記憶している国民年金手帳の色もその当時のものと一致していることが認められることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに国民年金に加入し、申立人又はその母親が集金人を通じて月額 1,000 円ぐらいの国民年金保険料を納付し始めたとしているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が始まったのは 37 年 7 月からと確認できるとともに、申立期間の実際の保険料の月額が申立人が記憶している額と大きく異なっており、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 40 年 4 月から同年 8 月ごろまでの間と推認され、その時点では、少なくとも 36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間の保険料については時効により納付できないとともに、38 年 1 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人が過年度納付をした形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、集金人に 40 年 4 月以降の保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 12 月に、結婚を機に転居し、市役所で国民年金の変更手続を行った。手続後は、自宅に納付書が届いたが、転居、結婚、出産と重なり納付ができなかった。出産後に落ち着いてから、市役所へ行き、金額と月数を確認してもらい、市役所か金融機関で夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立人は、転居後しばらくして、未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を平成元年 9 月に過年度納付していることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間を含めた期間について過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年6月までの期間及び昭和46年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年6月まで
② 昭和46年1月から同年4月まで
③ 昭和47年10月から48年4月まで

私の母親は、私が20歳になったころ、私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたはずである。私は、昭和43年12月に離婚して、またいとこの家に同居したことをきっかけとして、自分が集金人に保険料の納付を始めた。45年4月に転居してからの保険料については転居先の区役所窓口で納付してきた。47年10月に会社を辞めた後は、私の氏名が通称名であった厚生年金保険手帳と本名の国民年金手帳を持って区役所で国民年金への切替手続をしたにもかかわらず、保険料が未納とされている期間や未加入とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年1月から45年6月までの期間については、申立人は、離婚後の44年1月に、またいとこ宅へ同居し始めてから、女性の集金人に印紙を使用して保険料を納付していたとしているところ、申立人が申立期間当時に居住していた区では、集金人が印紙検認方式により国民年金を収納していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間②については、4か月と短期間である上、またいとこ宅から転居して自ら納付を行っていたとする期間の途中の期間であり、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、厚生年金保険に加入するまで保険料が納付された

と考えても特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 41 年 11 月から 43 年 12 月までの期間について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、その母親は老齢のため当時の状況を聴取できない上、ほかに申立期間について保険料を納付していたと証言をする者も見当たらないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、離婚後の昭和 44 年 1 月に払い出されたことが確認でき、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は結婚期間中の国民年金保険料については自ら納付した記憶がないとしている。

さらに、申立期間③については、申立人は会社を辞めた後、氏名が通称名の厚生年金保険手帳と本名の国民年金手帳を持参して区役所で国民年金の切替手続を行い、昭和 47 年 10 月から保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳ともに 48 年 5 月に被保険者資格を取得したとされ、47 年 10 月に資格取得をしたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から 45 年 6 月までの期間及び昭和 46 年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 45 年 9 月まで

私は、昭和 38 年 6 月に結婚してから市営住宅に転居したところ、同じ市営住宅に住んでいた市の職員から国民年金の加入を勧められたので夫婦で加入した。国民年金保険料については、毎月、集金人であるその職員の妻に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った後、変更手続や国民年金保険料の納付を一緒に行っていたと主張しているところ、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行った後、昭和 43 年 4 月以降の保険料を納付している上、複数回にわたる国民年金の変更手続を夫婦一緒に適切に行っていることが確認できることから、申立人は、申立人の妻と同時期に、国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、43 年 4 月から 45 年 9 月までの期間について、保険料を一緒に納付していたものと推認できる。

また、申立人は、申立人の妻が、当時居住していた市営住宅に市の職員の妻である集金人がいたことを鮮明に記憶しており、毎月、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、同市営住宅には、申立人の主張に該当する集金人が居住しており、国民年金保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張は信憑性がある。

2 一方、申立人は、申立人の妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った

後に、集金人に国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の妻は昭和 43 年 10 月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立人も同月に加入したものと考えられ、その時点では、申立期間のうち、38 年 6 月から 41 年 6 月までの期間は時効、41 年 7 月から 43 年 3 月までの期間は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月までの期間は、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金に未加入となっている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、勤務先の会社を退職後、国民年金に任意加入した。その後、第3号被保険者になるまでの間、一度も欠かすことなく3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3か月ごとに集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時から申立人が居住している市において、その当時、集金人制度が存在している上、保険料の納付周期も3か月であったことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月、同年6月から同年11月までの期間及び56年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月
② 昭和55年6月から同年11月まで
③ 昭和56年2月から同年5月まで

私は、昭和54年3月に転居した1年後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅に来るようになった集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立期間はそれぞれ1か月、6か月及び4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、1か月を除き、すべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、自宅に来るようになった集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①について、申立人は、転居してから1年後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、昭和55年3月に国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②及び③について、申立期間②及び③前後の国民年金保

険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から48年3月までの期間及び49年7月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から48年3月まで
② 昭和49年7月から50年7月まで
③ 昭和50年8月及び同年9月

申立期間①の国民年金保険料は、私の妻が未納など間が空かないように納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、領収書を所持しており、保険料を納付したことは明らかである。しかし、社会保険庁の記録では還付されたとのことであり、私は還付された記憶がないので保険料を還付してほしい。また、申立期間②が未加入とされていることも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、14か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続は昭和48年4月ごろに行われていることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間①の国民年金の保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和48年4月以降の保険料額より安価であることから、当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ保険料が納付されていないとするのは不自然である。

2 申立期間②については、申立人が保管する国民年金保険料の領収書から申立期間の保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立人に係る還付整理簿では、申立期間②の保険料が還付されていることが確認できるが、その還付対象期間については、申立人は、国民年金の強制加入期間であり、誤還付であることが明白であることから、当該期間について保険料を納付したとするのが妥当である。

- 3 申立期間③については、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であり、申立人が所持する領収書から当該期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できることから、申立期間③の保険料が還付されていることについての不自然さはない。

また、申立人に係る還付整理簿及び特殊台帳では、厚生年金保険との重複加入により申立期間③の保険料が還付されたことが記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付がなされていないことを推察できる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は還付されていたとするのが相当である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から48年3月まで及び49年7月から50年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

国民年金制度創設時に、私の母親が兄弟 3 人分の国民年金の加入手続を行った。昭和 42 年に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の、国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年12月までの期間及び46年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から44年12月まで
② 昭和46年2月から同年3月まで

私が、20歳になった時に、母親から、将来のために国民年金に加入した方がよいと勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行った。昭和42年に結婚してからは、私が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ24か月及び2か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料は申立期間①及び②当時の実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①について、申立人は、結婚後の国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から52年3月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から52年3月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで

私は、昭和54年に転居した際に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から今まで納付していなかった36年4月からの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付できることを教わり、何枚かに分けて納付書を作成してもらい、70万円ぐらいの保険料をすべて年内のうちに銀行で納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和54年に国民年金の加入手続を行い、同年のうちに未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は36年4月から強制加入となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の記録では、昭和36年4月から46年10月までの期間の国民年金保険料について、特例納付により納付されていることが確認できるが、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間を含めた期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められ

ない。

さらに、申立人は、申立期間①後の国民年金保険料について、申立期間②を除き、すべて納付している上、保険料を前納している期間も見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間②の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間②の前後の期間の保険料は過年度納付により納付されていることから、途中の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認められ、4年11月から6年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年3月まで
② 平成4年4月から6年11月まで

私が平成元年8月に会社を退社した後、私の祖母が私の国民年金の加入手続きを行った。私は、当時祖母と同居しており、私が体調を崩して会社を退職した後、家計が困窮したため、祖母が私の国民年金保険料の申請免除の手続きをすると言ったことをはっきり記憶していることから、申立期間①が申請免除期間とされず、未納期間とされていることに納得がいかない。また、申立期間②について、私は結婚して区役所に手続きに行った際、区役所の窓口で年金の相談を行った結果、過去の未納分の保険料を納付することになり、後日送付されてきた2枚の納付書を使用して金融機関で保険料を納付したことを記憶しており、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、8か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年9月に払い出されていることが確認できることから、この時点で当該期間の国民年金保険料の申請免除の手続きを行うことは可能であった。

さらに、申立期間①の直後の期間の国民年金保険料は免除されている上、申立期間を通じて申立人は同一地域に居住しており、会社を退職後、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間についても、申請免除に該当する期間であったことが推認でき、当該期間の保険料のみ免除と

されていないのは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、年金の相談を行った際、区役所で過去の未納分の国民年金保険料を納付することになり、後日送付されてきた納付書を使用して金融機関で保険料を納付したと主張しているところ、申立期間②のうち、平成4年11月から6年11月までの期間については保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が当時居住していた地域の区役所では、過年度の納付書を発行していたことが確認できるとともに、金融機関において納付書を使用して過年度の保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の夫が用意した資金を利用して、申立期間②の保険料を納付したと主張しているところ、申立人が納付したと記憶している保険料額は、申立期間②のうち、当時納付することが可能であった平成4年11月から6年11月までの期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人の夫も、当時、申立人に国民年金保険料の納付の勧奨を行い、現金を渡したことを記憶している旨証言していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は申立期間後に未納はなく、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから保険料の納付意欲の高さが認められる。

- 3 一方、申立期間②について、申立人は平成6年12月に金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点では申立期間②のうち、平成4年4月から同年10月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間②のうち、平成4年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から2年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められ、4年11月から6年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 6 月まで

私は、ねんきん特別便が届いた時に、確定申告書の控えと照合したところ、国民年金保険料が未納となっている期間の確定申告書の控えに国民年金保険料支払金額が記載されていることが分かった。申立期間の国民年金保険料については、妻が自宅に送られてきた納付書により、夫婦二人分の保険料を自宅近くの金融機関で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 60 年分から平成元年分までの確定申告書の控えを所持し、同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載があり、計上された金額は昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで及び 61 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の妻が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、国民年金保険料の納付書が届いていたので、自宅近くの金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年5月24日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年5月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和52年8月16日から53年2月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における申立期間の資格取得日に係る記録を52年8月16日に、資格喪失日に係る記録を53年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を52年8月は8万6,000円、52年9月から53年1月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月24日から同年8月21日まで
② 昭和52年8月16日から53年2月16日まで

申立期間①については、A社にCの営業職として勤務していた。また、申立期間②については、公共職業安定所で紹介されてB社に就職し、Dを製造していた。それぞれの会社の給与明細書を持っており、厚生年金保険料が差し引かれているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保有する給与明細書及び申立人の供述により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でない上、事業主と連絡がつかないため確認できないこと、及びこのほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が保有する給与明細書並びに申立人及び同僚の供述により、B社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、昭和52年8月は8万6,000円、52年9月から53年1月までは11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でない上、事業主と連絡がつかないため確認できないが、申立期間の同社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和52年8月から53年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 9 日から 41 年 8 月 30 日まで
私は、昭和 37 年 3 月から 41 年 8 月まで A 社に勤務し、この期間について脱退手当金支給済みとのことだが、脱退した記憶は無く、退職後、約 3 年 7 か月も経過して手続する動機がないため、脱退手当金支給記録を訂正し、厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 7 か月後の昭和 45 年 3 月 12 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 41 年 11 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年3月から同年9月までは44万円、2年10月から3年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から3年12月1日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた期間のうち平成2年3月から3年11月までの期間の標準報酬月額が、実際の月額と相違して記録されている。実際には、2年3月から同年9月までは44万円、同年10月から3年11月までは、60万円の給与をもらっていた。

申立期間の標準報酬月額を正しい月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年3月から同年9月までは44万円、同年10月から3年11月までは53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日(平成3年12月1日)の後の同年12月24日付けで、さかのぼって2年3月から3年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は28万円に減額訂正されていることが確認できる上、当該事業所の申立人を含む7名全員の標準報酬月額の減額訂正がさかのぼって行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係

る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年3月から9月までは44万円、2年10月から3年11月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成元年10月1日から3年2月28日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を元年10月から2年9月までは22万円、2年10月から3年1月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成3年2月28日から同年4月12日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年4月12日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年2月及び同年3月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成3年4月12日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年5月1日に訂正することが必要である。

さらに、平成3年4月の標準報酬月額は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成3年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月1日から3年2月28日まで
② 平成3年2月28日から3年5月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成元年10月1日から3年2月28日までの厚生年金保険の標準報酬月額が15万円となっているが、この期間の給与は約22万円であった。

また、平成3年2月28日から同年5月1日までの期間、同一事業所に勤務し、勤務内容は同一であり給与明細書もあることから、申立期間

の標準報酬月額及び厚生年金保険の被保険者期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初22万円又は24万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年2月28日の後の同年4月12日に、15万円に引き下げられている上、申立人を除く3名についても同様の処理がされていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようにさかのぼった記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年10月から2年9月までは22万円、2年10月から3年1月までは24万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成3年2月28日から同年4月12日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月28日の後の同年4月12日付けで、さかのぼって3年2月28日に資格喪失した旨の処理がされていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録から、申立人は当該期間も同社に継続して勤務していたことが確認できることから、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の保管する給与明細書から、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が当該資格喪失処理を行った平成3年4月12日であると認められる。

なお、平成3年2月及び同年3月の標準報酬月額については、当該処理前の記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成3年4月12日から同年5月1日までの期間について、申立人の保管する給与明細書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年4月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は、平成3年2月28日に適用事業所でなくなっており、その後は当該期間を含めて適用事業所としての

記録が無い。

しかし、A社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成3年4月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年3月10日まで
私の厚生年金保険記録について照会したところ、申立期間について、59万円の標準報酬月額が、平成7年5月から8年9月までが9万8,000円に、8年10月から9年2月までが9万2,000円に減額されているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月10日）後の同年4月22日付けで、7年5月から8年9月までは9万8,000円に、8年10月から9年2月までは9万2,000円に遡及して減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人はA社の役員では無いことが確認できる。

さらに、A社の元経理担当者は、「社会保険の手続について、申立人は関与していない。」と供述していることから、申立人が社会保険事務に権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 4 月から 43 年 5 月までは 1 万 4,000 円、43 年 6 月は 2 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
私は、A 社に勤務していた期間の厚生年金記録が無い。確かに勤めていたのでこの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和 42 年 4 月 1 日に資格を取得し、43 年 7 月 1 日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 42 年 4 月から 43 年 5 月までは 1 万 4,000 円、43 年 6 月は 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に、資格喪失日に係る記録を34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から34年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、坑内作業員として同社に勤務をしていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に坑内員として勤務した際、最初に配属された作業班で約2年以上申立人と共に坑内作業を行い、その後申立人が退社するまで親しくしていたとする同僚は、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと供述している。

また、申立人は、A社に勤務していた期間は、同社の寄宿舍に居住していたとしているが、その際、申立人と同年代の同姓同名の者が居住していたとしており、社会保険庁の記録でも昭和32年9月から34年3月までの期間、その者とうかがえる記録が確認できる。

さらに、当時の運転免許証の記載記録から、申立人が昭和33年6月に、A社の寄宿舍があった住所地において免許を取得し、翌年6月に、本籍地へ主たる運転地の異動の変更手続を行ったと確認できることから、申立人の供述は信ぴょう性がうかがえる。

加えて、申立人は、A社に勤務した経緯について、公共職業安定所の紹介により、出稼ぎ労働者として勤務したとしているが、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある3名は、同様の経緯で出稼ぎ労働者として勤務し、同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと供述していることから、当時、同社は、同様の就業形態の従業員については、すべて厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が1万8,000円であることから、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月27日から同年6月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和35年5月27日から同年6月1日までの期間が欠落していた。私は、31年10月1日にB社（現在は、C社）に入社と同時にA社に出向となり、35年6月1日付けで出向元のB社への転属を命ぜられた。

B社の人事課に問い合わせ、在籍証明書を発行してもらったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和35年6月1日に関連会社A社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和34年9月1日から35年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険資格喪失日に係る記録を35年3月1日に訂正し、標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年1月1日まで
② 昭和29年4月1日から同年8月1日まで
③ 昭和34年9月1日から35年3月1日まで

私は友人の紹介で、申立期間①及び②はB社D工場に就職し、昭和28年4月から同年12月までと29年4月から同年12月まで、季節労働者として働いたにもかかわらず、厚生年金保険記録では29年8月からとなっている。28年4月から働いていたのは確かなので、確認してほしい。

また、申立期間③はA社に在職中の昭和34年9月から35年2月までは、関連会社であるC社に出向勤務していた。給料はA社から支払われ、保険料も毎月控除されていたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険記録が抜けている。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、C社の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社から関連会社C社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和34

年8月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は解散しており、同社の事業主も既に死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①及び②について、同僚の証言から、申立人がB社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び申立人と同時期に就職したとする同僚は、申立人の資格取得日である昭和29年8月1日以前から勤務していたと証言するところ、B社の厚生年金保険被保険者名簿によると、資格取得日はいずれも同年8月1日となっており、B社ではすべての従業員に対して、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険料が事業主により、給与から控除されていたことを確認できる、給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月16日から同年10月16日まで

社会保険庁の記録によると、昭和50年9月16日資格喪失となっているが、私がA社を退職したのは同年10月15日であり、最後の給与明細書には雇用保険料と社会保険料の控除額が明記されていたことを覚えている。また、雇用保険と厚生年金保険の記録が一致していないことも納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者加入記録照会回答書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の上司は、「申立人は正社員であり、当時、厚生年金保険の資格取得や資格喪失の届出は、雇用保険の届出と同時に行うように取り扱っていた。」と回答している上、当時の同僚3名について調査したところ、厚生年金保険の記録における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることが確認できることから、申立期間当時、A社では、厚生年金保険の届出と雇用保険の届出は一体で行われていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に記載されている申立人に係る昭和 50 年 9 月の随時改定の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年9月30日まで

私は、当時、エンジニアとしてA社からB社に在籍出向していた。申立期間当時にもらっていた給料は50万円から55万円であった。申立期間の標準月額が実際にもらった給料と相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年1月15日）の後の同年11月5日付けで、さかのぼって34万円に引き下げられ、さらに、5年12月24日付けで、4年1月から同年8月まで、さかのぼって22万円に引き下げられている上、申立人を除く5名（うち役員は1名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、登記簿謄本によると申立人は、A社の役員であったことはない上、当時の同僚は、「申立人は、エンジニアとして設計の仕事に携わっており、社会保険の事務には関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年1月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年1月21日まで
社会保険庁の記録では、平成5年1月1日から7年1月21日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が30万円となっているが、実際は、毎月役員報酬に相当する保険料を控除されていた。
給与台帳等事実を証明する資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年1月28日の後の同年2月6日に、標準報酬月額の記録が30万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の申立期間に係る給与所得の市民税・県民税・特別徴収税額の通知書から、申立人は訂正される前の標準報酬月額に相当する給与が支払われ、かつ社会保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人は法人登記簿及び他の役員の供述から、申立期間に係る平成6年12月1日まで、A社の代表取締役専務として確認できるものの、当時の同社の代表取締役社長及び監査役並びに経理担当部長は、申立人の業務が、営業全般であったとしており、社会保険等の事務手続には関与していなかったと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年1月から6年10月までは53万円、6年11月から同年12月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間に係るA社B工場の事業主は、申立人が主張する昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年9月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月から同年7月までは5,000円、26年8月から27年7月までは7,000円、27年8月から28年8月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年5月1日から28年9月4日まで
夫は、昭和26年5月1日に入社し、28年9月4日までA社B工場(現在は、C社)に勤務していたが、全期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で読み方の異なり生年月日が同日である者が昭和26年5月1日に資格取得し、28年9月4日に資格喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年5月1日に被保険者資格を取得し、28年9月4日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険庁の被保険者記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 26 年 5 月から同年 7 月までは 5,000 円、26 年 8 月から 27 年 7 月までは 7,000 円、27 年 8 月から 28 年 8 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年7月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年9月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは2,700円、24年5月から同年7月までは2,500円、24年8月から25年6月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から25年7月27日まで

私は、昭和23年5月にA社に入社し、厚生年金保険に加入した。同社には、会社が解散するまで約2年勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、この間の加入記録が無かった。

会社解散時に失業対策としてB社と一緒に入社した同僚も証言してくれているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係る被保険者台帳では、申立人の資格喪失日は昭和23年9月1日と記載されている。

しかしながら、社会保険事務所が管理する被保険者名簿には、申立人の資格喪失日の記載は無く、昭和23年12月1日、24年5月1日及び同年8月1日に申立人の標準報酬月額が改定された旨の記載があり、この記録を前提とすると、申立人が23年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立人がA社に勤務していたことを証言した同僚2名のうち1名は、「申立人と同じ部門で勤務しており、会社が解散するまで部署の異動は一切無く、A社の会社解散時にも一緒に解散説明を受け、失業対策として申立人と同日付けでB社に入社した。」と証言しており、この事実経過の説明は

具体性があり、かつ、当該同僚のB社における資格取得日が申立人と同日であることとも符合し、^{しんびょうせい}信憑性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録から、A社において被保険者資格を喪失後、B社において申立人と同日に被保険者資格を取得している者が複数確認できるところ、それらの者のA社における被保険者資格喪失日は昭和25年7月27日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年7月27日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間の記録から、昭和23年9月から同年11月までは1,200円、23年12月から24年4月までは2,700円、24年5月から同年7月までは2,500円、また、申立人と資格取得日が同日で同年代の同僚の記録から、同年8月から25年6月までは3,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月7日まで

社会保険庁の記録では、私のA社での記録が平成6年3月31日になっているが、私が保管している給与明細書によると同年9月までの厚生年金保険の保険料を引かれており、また、同年11月分の給与明細書で、保険料が控除されていないことを確認し、そこで初めて会社が厚生年金保険の適用から脱退したことを知った。

申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は平成6年3月31日に適用事業所に該当しなくなっている事が確認できるが、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年3月31日以降の同11月7日付けで、遡^{そきゅう}及して処理されていることが確認できるところ、申立人が保有するA社の給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は同社に申立期間継続して勤務していたことが確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同日に、申立人を除く30名についても、同様な資格喪失処理が行われている上、平成6年10月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は社会保険事務所が資格喪失の処理をした平成6年11月7日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録により、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンター（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和59年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月30日から同年11月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、私はA社の関連であった同社Bセンターに昭和58年8月21日から61年3月末まで継続勤務していた。給与明細書のとおり、社会保険料を天引きされていたので、申立期間を被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人は、A社Bセンターに昭和58年8月から継続して勤務し（社会保険適用上は、昭和59年6月30日にA社から同社Bセンターに異動）、申立期間の同年6月から10月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、16万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社Bセンターが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年11月1日となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及び複数の同僚が同センターには5名以上の従業員が勤務していたと供述していることから、同センターは、当時の厚生年金保険法による適用事業所の要件を満たしていたも

のと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年10月は50万円、13年11月及び同年12月は47万円、14年1月は50万円、14年2月は47万円、14年3月及び同年4月は50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年5月21日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が20万円となっているが、給与明細書によると、標準報酬月額50万円相当の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の保管している給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成13年10月は53万円、同年11月及び同年12月は47万円、14年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は53万円であり、一方、当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立期間の全期間にわたり50万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 13 年 10 月は 50 万円、13 年 11 月及び同年 12 月は 47 万円、14 年 1 月は 50 万円、14 年 2 月は 47 万円、14 年 3 月及び同年 4 月は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 13 年 10 月から 14 年 4 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から21年8月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和19年10月1日に、資格喪失日を21年8月11日とし、申立人の申立期間のうち19年10月から21年3月までの標準報酬月額を120円、21年4月及び同年5月は390円、21年6月及び同年7月は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和19年10月から21年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月22日から21年8月11日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和18年10月から21年7月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。

保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、A社の従業員退職者名簿によると、昭和18年10月22日に入社し、21年8月10日に退社したことが記載されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年10月22日にA社に入社し、21年8月10日に退社するまで研究所長室において、助手として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所の被保険者名簿から申立人の被保険者記録は確認できない。

しかし、A社が保管する従業員退職者名簿、複数の同僚の証言及び申立人の申立期間当時における詳細な記憶から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が勤務していたと主張する研究所の所長及び同じ研究所で勤務していたと記憶している同僚4名は、全員A社における昭和19年10月以降の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和19年10月1日から21年8月10日までの期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和19年10月から21年7月までの標準報酬月額については、申立人と同じ技手であった同僚の標準報酬月額から、19年10月から21年3月までは120円、21年4月及び同年5月は390円、21年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間のうち昭和19年10月から21年7月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和18年10月22日から19年6月1日までの期間については、厚生年金保険の制度発足前の労働者年金保険の期間であり、17年6月に施行された労働者年金保険法では、工場や鉱山で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたことから、研究所に勤務していたとする申立人は、労働者年金保険の被保険者とはならず、また、19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の制度発足のための準備期間であったことから保険料の徴収が始まっておらず、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年10月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月8日から49年8月31日まで

私は、昭和48年10月8日から49年8月31日までの期間、A場に勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所の記録では、当該期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことから、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するB社の厚生年金保険被保険者原票において、被保険者名が申立人と同姓同名で、生年月日が10日相違している者が、昭和48年10月8日に資格を取得し、49年8月31日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が勤務していたA場はB社が経営していたことが、C県D協会の名簿から確認できる上、厚生年金保険被保険者原票に記載の被扶養者の氏名及び生年月日が申立人の戸籍謄本と一致していることから、上記の被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年10月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び49年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、上記被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、53万円から34万円に引き下げられている。私は、取締役で、社会保険関係を担当していたが、そのような訂正の届出を行ったことはない。

当該期間の標準報酬月額を、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額について、申立人が主張する53万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年6月30日の後の同年9月28日付けで、さかのぼって34万円に引き下げている上、このような訂正処理が、申立人を除く9名（うち役員8名）について行われていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できるものの、同社は、当該訂正処理が行われた平成5年9月28日より前の同年9月20日に破産宣告を受け、破産管財人が選任されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無い。」と主張しており、当該訂正処理がA社の破産宣告後に行われたことを考え合わせると、申立人が、当該訂正処理に関与できたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人について、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正することが必
要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年12月1日まで
平成3年10月からの標準報酬月額が、A社の退職後に、さかのぼって53万円から8万円に引き下げられているのはおかしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成6年11月30日)の後の7年2月6日付けで、遡^{そきゅう}及して8万円に減額訂正されている上、申立人と同様に20名の従業員についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年1月15日まで

私は、社会保険事務所の調査で、夫の経営するA社の取締役として勤務していた期間のうち、平成4年4月から5年12月までの間の標準報酬月額が、53万円から20万円に引き下げられていることを知った。事業所閉鎖までは、毎月の給与から、相応の保険料を納めていたのは確かなので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月15日の後の同年3月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、53万円から20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが確認できるものの、同社は、当該訂正処理が行われた平成6年3月2日より前の同年1月19日に破産宣告を受け、破産管財人が選任されていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役が「申立人は社会保険に係る事務の権限がなかった。」と供述している上、当該訂正処理は同社が破産宣告を受けた平成6年1月19日から1か月以上経過した後に行われたことを考えあわせると、申立人が当該訂正処理に関与できたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年1月15日まで

私は、社会保険事務所の調査で、申立期間の標準報酬月額が、53万円から20万円に引き下げられていることを知った。

私が経営していたA社は平成6年1月に閉鎖したが、その際に標準報酬月額の変更届けを出した記憶は無い。勝手に引き下げられたことに納得がいかないため、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月15日の後の同年3月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、53万円から20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間にA社の代表取締役であったことが確認できるものの、同社は、当該訂正処理が行われた平成6年3月2日より前の同年1月19日に破産宣告を受け、破産管財人が選任されていることが確認できる。

さらに、「標準報酬月額の訂正届を提出した記憶も、社員に指示をした記憶も無い。」と主張しており、当該訂正処理はA社が破産宣告を受けた平成6年1月19日から1か月以上経過した後に行われ、代表取締役である申立人は既に同社における社会保険に係る事務の権限が無かったことを考え合わせると、申立人が、当該訂正処理に関与できたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和37年4月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、昭和35年1月から同年9月までを7,000円、35年10月から36年7月までを8,000円、36年8月から37年3月までを1万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月8日から37年4月29日まで
私は、A社（現在は、B社）を昭和37年4月28日に退職したもので、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月29日とされるはずだが、社会保険庁の記録では、資格喪失日は35年1月8日となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた申立人の雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社が当時作成していた「健康保険・厚生年金保険被保険者台帳」によると、申立人が昭和34年3月23日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年4月29日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該台帳の申立人と同じページに記載されている37名の資格取得喪失日を社会保険庁のオンライン記録と比較したところ、ほとんどすべての者が、同台帳の記載と社会保険庁の記録が一致する上、B社では、同台帳は、社会保険事務所へ届け出た内容のとおりに記載していたと回答していることから、事業主が昭和35年1月8日に、申立人が資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、申立人の標準報酬月額については、A 社における同僚の記録から、昭和 35 年 1 月から同年 9 月までを 7,000 円、35 年 10 月から 36 年 7 月までを 8,000 円、36 年 8 月から 37 年 3 月までを 1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年12月まで

私は、会社を退職し、平成7年1月ごろ、区役所へ行き国民健康保険の加入手続を行った際、係の人から国民年金の加入を勧められたので、国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料を納付するよう言われ、後日、納付書が送られて来たので、銀行か郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、基礎年金番号導入後の9年1月に付番されていることが確認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人から当委員会に提出された家計簿（写）の平成7年1月の支出明細欄には、申立期間の国民年金保険料額の記載はあるものの、同年1月から同年9月までの保険料については、家計簿（写）では、当該年月に納付したことになっているが、9年2月に一括して過年度納付されたこととなっている社会保険庁のオンライン記録と納付時期が相違しており、そのうち7年1月から同年3月までの欄に記載されている金額は、当時の保険料額と一致していないなど、家計簿（写）の記載内容には、当時の状況と異なっている点が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期は定かではないが、昭和 55 年 6 月に任意加入手続を行った記憶はない。保険料については、夫の母親に勧められて、保険料月額が 2,700 円の時から納付書により銀行で納付しており、後に 3,300 円になったのを記憶しているので、申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の具体的な加入手続の時期や場所についての記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録も、申立人が任意加入によって国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和 55 年 6 月 27 日とされ、同日付で当該手帳が発行されていることが確認できる上、この記録が訂正された形跡もない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 8 月に払い出されたことが確認でき、その時点では申立期間は未加入期間であり保険料を納付できず、過年度納付等により保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 58 年 2 月ごろ、区役所で国民年金加入手続を行い、銀行で納付書により保険料の納付を行ってきた。私が所持している年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には、当初、昭和 58 年 2 月 25 日のゴム印が押されていたが、平成 12 年ごろ、社会保険事務所に私の国民年金の加入期間を尋ねた時に、そのゴム印の日付が記載が間違っているとして、詳しい理由も告げずに 58 年を 59 年に訂正された。

当時はあまり疑問にも思わなかったが、今になって思い出すと、私は昭和 58 年に加入手続をしているのは間違いがないという意識が強くなってきた。58 年に国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の冒頭部分において、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、訂正前にはゴム印によって「昭和 58 年 2 月 25 日」と記載されていたことが申立てどおり確認できるものの、同じ年金手帳の別ページの「国民年金の記録」欄には、当初から任意加入によって 59 年 2 月 25 日に国民年金被保険者資格を取得した記載となっており、社会保険庁のオンライン記録においても同じ内容となっており、後に当該資格取得日が訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 59 年 2 月に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認でき、その際に区役所の担当者が誤って 58 年 2 月 25 日のゴム印を押したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は任意加入前の未加入期間のため、国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者収滞納一覧表においても、申立人は申立期間後の59年3月17日に同年2月分及び3月分の保険料から納付を開始したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年2月まで

平成3年4月ごろに私の父親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、私の母親が、私の国民年金保険料を納付していた。私の所持する国民年金手帳にも、国民年金の資格取得年月日が平成3年4月1日と記載されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、平成3年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、8年9月に払い出されていることから、申立内容と一致しない上、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に、国民年金の資格取得年月日が平成3年4月1日と記載されていることから、この時期に加入手続を行い保険料の納付を行っていたと主張しているが、資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及することから、加入手続時期及び保険料納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の保険料の納付についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から47年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から47年3月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

私は、20歳到達時には、既に国民年金の加入手続を行っていたはずである。

申立期間①、②共、飲食店を経営する父の手伝いをしていたころのことであり、私と同居していた父母や姉の分の国民年金保険料を、父が定期的に半年分をまとめて近くにあった市役所の支所で納付していたはずであり、私が納付することもあった。当時の保険料は1人当たり年額6万円から8万円の間くらいであったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その両親や姉と同居していたため、申立人の父親が同居家族の分の国民年金保険料を半年ごとにまとめて納付していたと主張しているが、主として申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、ほかに申立期間について保険料を納付していたことを証言する者も存在しない上、その両親は、申立期間①の大半については、保険料が特例納付や過年度納付により納付済みとなっているとともに、申立期間②のうち、昭和48年10月から49年6月までの期間の保険料は未納となっており、残りの期間は過年度納付となっていることから、必ずしも申立人の主張するような納付状況ではなかったことが認められ、申立内容と一致しない。

また、申立人と申立期間①当時の大半の期間に同居していた姉二人についても、同居期間の国民年金保険料は申立人と同様に未納となっている上、姉

のうち一人については、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人のみが姉二人と異なる取扱いを父親から受けていたとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間当時の保険料は1人当たり年額6万円から8万円くらいの間であった。」としているところ、この金額は申立期間について実際に納付した場合の国民年金保険料額と大きく相違しているものである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の母親は、私が短大を卒業した昭和 55 年 4 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。その後、母親は、私が結婚するまでの間、母親自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付書により納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 6 月に払い出されていることから、その時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年10月までの期間、同年11月から同年12月までの期間及び48年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から同年10月まで
② 昭和44年11月から同年12月まで
③ 昭和48年3月

私は、昭和44年4月に会社を退職したため、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。国民年金加入中は、ずっと保険料を区役所で納付していたが、さかのぼってまとめて納付できることを知ったため、領収書を破棄してしまった申立期間①、②及び③の保険料を55年6月に念のためにもう一度納付した。国民年金保険料還付請求書が、平成18年4月に社会保険事務所から届いたが、所持している領収書と保険料の還付金額が違っていたため、連絡したところ、自宅に来た社会保険事務所の職員に請求書を回収された。その後、社会保険事務所からは、後からさかのぼってまとめて納付した申立期間②の保険料の還付は受けたが、後からさかのぼってまとめて納付した申立期間①及び③の保険料と通常に納付した申立期間②の保険料は還付されていないので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月の会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をずっと納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、48年7月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間①、②及び③当時に保険料を納付していたとする周辺事情もうかがえない。

また、申立人の特殊台帳及び申立人が所持している領収書から、申立人は、

申立期間①、②及び③の国民年金保険料を昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付により納付していることが確認できることから、当該特例納付をするまで申立期間①、②及び③の保険料は未納であったと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間②の国民年金保険料は、厚生年金保険と国民年金の重複加入により、特例納付により納付した保険料の還付処理が行われていることが確認でき、この還付処理に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 1 月から同年 2 月までの期間、同年 8 月から 43 年 4 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、44 年 7 月から 45 年 2 月までの期間、同年 8 月、49 年 2 月から 51 年 5 月までの期間、57 年 7 月、59 年 7 月から同年 8 月までの期間、60 年 2 月から同年 9 月までの期間、62 年 5 月から 63 年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 11 月までの期間及び平成 2 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 2 月まで
③ 昭和 40 年 8 月から 43 年 4 月まで
④ 昭和 43 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 44 年 7 月から 45 年 2 月まで
⑥ 昭和 45 年 8 月
⑦ 昭和 49 年 2 月から 51 年 5 月まで
⑧ 昭和 57 年 7 月
⑨ 昭和 59 年 7 月から同年 8 月まで
⑩ 昭和 60 年 2 月から同年 9 月まで
⑪ 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで
⑫ 昭和 63 年 6 月から同年 11 月まで
⑬ 平成 2 年 9 月

私は、19 歳から働いていたため、国民年金又は厚生年金保険に加入し、国民年金保険料又は厚生年金保険料を納付していたはずである。申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等については、憶えていない。ずっと働いて、保険料を納付していたにもかかわらず、現在、受給している年金額が少ないことに不満があり、申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、19歳から働いていたため、国民年金又は厚生年金保険に加入し、国民年金保険料又は厚生年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人に申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等について聴取しても、よく憶えていないとして明確な回答が得られないことから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間は13回で合計120か月間に及び、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 49 年 3 月まで

私が 32 歳の時、私の亡くなった妻が、妻の兄に 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を一括納付できると勧められ、妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、10 年分の保険料をさかのぼって一括納付した。妻が憶えていた保険料額は夫婦で 20 万円ほどであった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の特例納付を行ったとしているが、手続等のほとんどを妻に任せていたことなどから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人は、加入手続及び特例納付を行った時期は、申立人が 32 歳であった昭和 49 年と主張しているが、実際に加入手続を行った時期は、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付された任意加入被保険者の資格取得日から 52 年 3 月であったものと推認でき、その時点では、特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかった。

さらに、申立人とその妻にはそれぞれ昭和 38 年及び 39 年に払い出された別の国民年金手帳記号番号があることが確認できるものの、納付記録は皆無であり、申立人が主張するように、仮にこの記号番号により 49 年に第 2 回の特例納付を行ったとすると、52 年 3 月に改めて加入手続を行い、昭和 49 年度及び 50 年度の保険料を過年度納付したこととなり不自然である。

加えて、申立人の妻についても、申立期間のうち、20 歳の時の昭和 39 年

*月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2837

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚して子供が生まれる前だと思うが、私の母親から年金の新しい制度ができて、自営業者はそれに参加しなければならないと聞いたため、私が市役所の支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分を集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初、国民年金手帳を受け取っておらず、申立人が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した際には、集金人は集金人自身が持っていた帳面に細長い紙を貼付していたと主張しているが、申立人が居住する市の広報紙によると、集金人制度は昭和 38 年 9 月から開始されている上、申立期間当時は印紙検認方式で保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は申立人とその夫の国民年金の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は乖離^{かい}している上、国民年金手帳の発行日も相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 6 月に結婚してから市営住宅に転居したところ、同じ市営住宅に住んでいた市の職員から国民年金の加入を勧められたので夫婦で加入した。国民年金保険料については、毎月、集金人であるその職員の妻に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った後に、集金人に国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人が、夫と一緒に国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 43 年 10 月の時点では、申立期間のうち、38 年 6 月から 43 年 3 月までの期間は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和 43 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入者となっており、その前の申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間については未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務先の職場を退職した後、ハローワークで国民年金の加入の説明を受けた。その後、加入手続を行ったと思うが、どこで手続を行ったか憶えていない。国民年金保険料についても、どのような方法で納付していたか憶えていないが、もしかしたら、口座振替により保険料を納付した時期があったかもしれない。私は、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、どこで手続を行ったか憶えておらず、申立期間の国民年金保険料についても、どのような方法で納付していたかはっきり憶えていないと述べるなど、国民年金の加入状況及び申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 9 月ごろに払い出されていることから、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から53年4月まで

私は、夫の勤務先の社宅に入居して2年ぐらい経った昭和42年1月ごろ、同じ社宅に住んでいた知人から国民年金の加入を勧められ、その知人を含む数名と一緒に集金人を通じて国民年金の加入手続を行った。その集金人は、国民年金保険料のほか、郵便局の簡易生命保険の保険料も集金していたので、国民年金と一緒に簡易生命保険にも加入し、それぞれ違う様式の納入通帳のようなもので保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料と簡易生命保険の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度は存在していたものの、同じ集金人が国民年金の保険料と簡易生命保険の保険料を一緒に集金する制度はなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、知人数名と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その知人についても、申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年5月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月に、市役所の窓口で国民年金に任意加入したが、その時に、市の担当者から付加年金の加入も勧められて加入した。

その後、付加年金をやめたことはなく、少なくとも昭和 61 年 3 月までは定額保険料と共に付加保険料を納付していた。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた市では、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

また、申立人は、昭和 50 年 2 月に付加年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳や社会保険庁及び市役所の記録において、申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月に町役場で国民年金の加入手続を行った。その後、同年 7 月ごろに役場の職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付することができる特例納付制度があるので、20 歳までさかのぼって保険料を納付するように勧められた。しばらくして、納付書が届いたので、郵便局の窓口で 20 歳までさかのぼり一括して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月ごろ、特例納付により申立期間の国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているところ、申立人が述べる保険料額は、実際の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 1 枚の納付書で特例納付によりさかのぼって納付したと述べているが、申立期間には、過年度納付が可能であった期間が含まれており、その期間については、別途、過年度納付の納付書が発行されることになるので、申立期間の保険料をさかのぼって納付するには、特例納付の納付書と併せて、最低でも 2 枚の納付書が必要となる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 20 日から 50 年 2 月まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格喪失日が昭和 49 年 7 月 20 日であるとの回答をもらった。次に勤務した事業所の直前まで同社に勤務していた覚えがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職したのは昭和 50 年 2 月であったと主張しているが、申立人が同僚として名前を挙げた申立人と同一日である 48 年 3 月 21 日に資格取得の記録のある 9 名の同僚を調査したものの、申立人の退職の時期については供述を得ることができなかった。

また、雇用保険の記録ではA社で昭和 48 年 3 月 21 日取得、49 年 7 月 20 日離職となっており厚生年金保険の記録とほぼ一致している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 49 年 7 月 20 日の資格喪失が確認できる。

このほか、申立期間当時A社に参与していた社会保険労務士は、保存期間経過により当時の関連資料を保管しておらず、同社も既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成9年6月1日から13年6月21日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成13年6月21日から14年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月1日から13年6月21日まで
② 平成13年6月21日から14年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A社の子会社に勤務した平成9年6月21日から14年6月1日までの期間のうち9年6月1日から13年6月1日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。所持している給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないが、適用事業所であるA社の子会社に勤務していたことは確認できるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成13年6月21日から14年6月1日までの標準報酬月額が所持している給与明細書の支給額よりも低く設定されている。給与明細書に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している給与明細書から、申立人は、11年4月以前はB社に、同年5月以降はC社に勤務していたことが確認できる上、A社の同僚は、「申立人は、平成9年6月9日にB社に入社し、11年5月1日にC社に移り退職するまで勤務した。」と証言していることから、申立人は、申立期間①にA社の子会社であるB社及びC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が所持している給与明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が無い上、親会社のA社の事業主は、「B社及びC社は、A社の子会社であったが、社員の出入りが激しかったし、中には住所や身元がはっきり分からない者もいたので、その会社の従業員は社会保険に加入させなかった。入社する時に社会保険には加入できないので、国民健康保険、国民年金に加入するよう伝え、了解した者を採用した。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年2月7日まで
社会保険庁の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成5年10月1日から資格喪失する7年2月7日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録が17万円となっている。私は当時、A社の取締役で、給料は毎月50万円の支給を受けており、申立期間当時において、給料を減額した記憶はない。当時の資料は一括廃棄処分したので、当時の給与支給額は証明できない。
しかしながら、当時の給料は50万円であったことに間違い無く、当該期間についての標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年2月7日）と同日付けで、さかのぼって17万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表権限のある取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私はA社の取締役として、社会保険関係の手続を自ら行っていた。平成6年10月に病気を患い1月半ほど入院した影響で、仕事が停滞し、同社の経営が悪化したため、7年1月か2月ごろ、保険料の分割納付などの納付方法について社会保険事務所の職員と相談した結果、厚生年金保険の適用事業所でなくなることに同意して手続を行った。」と述べていることから、申立人が申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から36年8月まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私はB公共職業安定所の紹介により、昭和33年7月に同社が施工したC工事の土木作業員（季節労働者）として採用され、その工事現場のD班で働き、基礎ボーリング調査工事及び一般土木工事を担当した。工事現場には作業用宿舎があり、勤務は昼夜二交替制で、食事は毎食支給された。休日は特に決まっておらず本人の希望により自由に休日をとった。給料は日給制で労働日数に応じて計算され、毎月末に支給を受けた。給与からは宿舎費、食費及びその他経費として各保険料等が控除されていたと記憶している。申立期間に同社で働いていたことに間違い無く、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の職場の様子や勤務形態、給与形態などを鮮明に記憶しており、申立人が職場の上司として名前を挙げた者は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録があることから、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時におけるC工事の土木作業員の勤務形態及び社会保険の適用について、班に所属する作業員は日給制又は時給制の日雇労働者であり、雇用保険と健康保険については日雇労働者としてそれぞれ加入していたが、厚生年金保険については加入させていなかったと回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申

立期間において申立人の氏名は無く、健康保険証番号に欠番は無い。

さらに、申立人はA社D班の同僚らの氏名を苗字しか覚えていないことから、同社同班で申立人と同じように勤務した者を探すことができず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月ごろから 52 年 4 月 25 日まで
② 昭和 52 年 7 月 24 日から 54 年 8 月ごろまで

昭和 51 年ごろ、ある人の紹介でA社に就職し、54 年 8 月までの 3 年 3 か月間勤務した。その間、継続して給与からは、厚生年金保険の保険料を天引きされていた。それを証明できる書類などは無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者記録における資格取得日は昭和 52 年 4 月 25 日、離職日は同年 7 月 23 日となっており、社会保険事務所の保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得日及び資格喪失日と一致している。

申立期間①について、昭和 52 年 4 月 21 日に資格喪失している同僚は、在職中に申立人はいなかった旨の供述をしている。

また、他の同僚は、「申立人と同じ 52 年の 4 月ごろに入社した。」と供述していることから、当該期間の申立人のA社での勤務実態はうかがえない。

申立期間②について、申立人は当時のA社の様子や業務内容について供述しており、その内容は、同僚の供述と一致していることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②については請負契約で働いていたと供述しているところ、当時のA社での社会保険事務の担当者は、「昭和 52 年代半ばからは、会社の機構改革により営業業務は出来高制の請負契約に変換している。申立人もそのケースではないか。また、当時、請負契

約などの非正規社員の社会保険加入は、保険料が高額なため辞退する者が相次いでいた。」旨を回答していることから、申立人は、当該期間、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、A社は既に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録や給与関係資料を確認することができず、申立人も同社により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人は勤務期間についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から30年12月まで

私は、駐留軍の工場で錆びた金属部品をメッキし海外へ輸出する業務に3年間従事したが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に駐留軍で3年程度勤務していたと主張しているが、勤務していた時期については、自らの厚生年金保険の記録を基に、被保険者となっていない期間を申立期間とした、とも述べている。

一方、A 渉外労務管理事務所が保管する氏名索引簿及び被保険者カードでは、申立期間に係る記録は無く、申立人は、昭和26年3月11日から28年11月1日までの期間は同事務所管轄のB部隊に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は上記の期間においてC社に係る厚生年金保険の被保険者となっている。

このことについて申立人は、「C社に勤務したことは無い。」と述べているところ、社会保険事務所の保管する被保険者台帳では上記の記録は、同社に係る記録ではなく、A 渉外労務管理事務所管轄のB部隊に係る記録となっている上、社会保険事務所が附番した両事業所の事業所整理記号番号が一字違いであることから、上記の記録は同部隊に係る記録であると考えられる。

他方、上述のとおり、申立人は駐留軍で3年程度勤務していたと主張しているところ、上記の記録における被保険者期間は、約2年8か月である。

また、A 渉外労務管理事務所管轄のB 部隊の業務内容と申立人の主張する駐留軍での業務内容は一致している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間のうち、昭和30 年2 月1 日から同年3 月21 日までの期間について、申立人は、駐留軍とは関係の無いD 社において被保険者となっている。

これらを考え合わせると、申立人の申立てに係る事業所における被保険者記録は上記の記録であると考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 25 日から 56 年 5 月 21 日まで
② 昭和 59 年 2 月 1 日から同年 3 月 8 日まで

申立てをした2つの事業所においては、当時の船長報酬（約 44 万円）としては著しく引き下げられた標準報酬月額となっている。これは会社が船員保険料の負担を減らすため不当に低額な報酬額を社会保険事務所に届出したものであるから、当時の相場といえる 44 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿には、申立人だけではなく他の船長に係る標準報酬月額も「20 万」と記載されており、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡はみられない。

また、申立人は当時の給与明細書を所持しておらず、当該事業所は既に存在しないため、保険料の控除に係る事実を確認することができない。

申立期間②について、社会保険事務所の保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿には、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡はみられない。

また、事業主から提供された昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの給与明細書及び所得税源泉徴収簿の写しには、各月の報酬額と社会保険料控除額が明確に記載されており、これは社会保険庁の記録されている標準報酬月額と合致している。

なお、昭和 59 年 2 月分の給与明細書の写しには「下船者」の記載があ

り、当該事業所によると、昭和 59 年 2 月において、申立人は 1 日だけ乗船してあとは有給休暇を取得していたことから、「乗船中の給与（1 月分）より（2 月分が）低額になるのは当然であり、不当に引き下げた金額ではない。」と説明している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、船員保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 9 月 1 日までの期間における厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、A社募集センターで面接後、B氏を含む4、5名と一緒にC市の同社に向かい、すぐに勤務に就いた。担当部門は館内のクラブバーで、当時ホテル内の寮住まいであった。申立期間は同社に継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A社におけるB氏の年金記録があるので、自身の記録も認めてほしい。」と申し立てているところ、B氏は、「申立人とは、同社募集センターで面接後一緒に同社のあるC市に向かった。」と証言し、また申立期間当時同社の厚生年金保険被保険者名簿に登録されている者4名も申立人が同社に在籍していたと証言しているが、B氏及び他の4名とも申立人の退職時期については分からないとしており、申立人が同社に勤務した期間を特定することができない。

また、申立期間当時在籍していたA社の厚生年金保険被保険者の一人は、「当時同社では試用期間があり、従業員の能力によりその期間が設定されていた。」との証言があるところ、別の同僚は、その者が入社したとする日から約2年経過した後に厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人以外にも申立期間当時、A社に勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無い者が1名判明しており、当時同社が必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるほか、B氏から、「当時同社では社会保険や労働保険の未加入者が多く、このため労働争議が発生している。保険加入などの労働環境が整備されたのは、昭和36年末だった。」との証言があった。

加えて、A社の名称変更後のD社は「当時の資料は無く、不明であ

る。」と回答している上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる同僚の証言、給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1708 (事案 702 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 2 日から同年 6 月 20 日まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 2 月まで
③ 昭和 58 年 5 月 23 日から同年 9 月 23 日まで
④ 昭和 61 年 7 月から 62 年 1 月まで

私は、申立期間①についてA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、さらに申立期間④についてはD社において、船員保険法に従い雇用され乗船していたため、船員保険（年金）に当然加入しているはずである。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が申立人に対して送付されている。

しかし、申立人は、申立期間①については、前回は不明としていた船名を挙げて、申立期間②については、申立期間を変更し、申立期間③については、ほぼ前回と同様、船員手帳に記載があることを根拠として、そして申立期間④については、確定申告書の控えを提出して、再調査をしてほしいと申立てをしている。

このため、当委員会では再調査を行ったが、申立期間①については、申立人が挙げた船名の汽船に一等航海士として勤務していたことが船員手帳から確認できるものの、この汽船は、日本船籍で 20 トン以上の船名、船舶番号、所有者等が記載されている「船員録」には登録が無く、船舶所有者を特定することができない。

また、申立人の主張するマンニング会社であるA社に照会したところ、厚生年金保険については昭和24年11月1日に適用事業所となっているが、船員保険については加入歴が皆無であるという回答があった。

申立期間②について、当時の事業主の証言及び事業主から提供された「業務日誌メモ」から申立人が汽船に乗船し勤務していたことは推認できるが、同事業主から提出された「乗船保証契約」によると6か月以内は試用期間に該当しており、この期間には船員保険に加入させないという条項があることから、申立人の申立期間②は船員保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、B社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和59年10月1日であり、申立期間②はそれ以前であることから、申立期間②においては、船員保険料を給与から控除されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する船員手帳には申立期間②に係る船名、職名、乗船期間等の記録が無く、前記の「業務日誌メモ」にも年月日の記載が無いことから、船員保険の期間としての乗船期間を特定することができない。

申立期間③について、船長として汽船に乗船勤務していたことが船員手帳から確認できるが、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認出来る資料が無い。

また、C社のE船が船員保険の適用船舶となった日は申立人が乗船中の昭和58年7月1日であり、この日以後に作成された船員保険被保険者名簿には、59年2月までに申立人の氏名は無く、申立期間③を申立人と一緒に乗船していたと考えられる同僚の船員保険加入記録も見当たらない。

さらに、C社は既に喪失しており関係資料が存在しないため、申立期間③において、申立人が当該事業所から保険料控除された事実を確認することができない。

申立期間④について、申立人が所有するパスポートの記録から船名、乗船期間等を確認できるが、船員手帳には記録が無い上に、事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等はない。

また、提出された昭和62年分の所得税の確定申告書控えにはD社の源泉徴収税額や当年分の社会保険控除額が記載されているが、その裏面には控除された社会保険料の内訳が「国民年金」及び「国民健康保険」と明確に記載されており、同申告書控えからは船員保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①から④を通して、同僚の名前を記憶していないことから、保険料控除に関する証言を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 63 年 4 月 20 日付けでA社を退職したが、同年 4 月の給与明細では、給与から保険料が控除されている。保険料が控除されているので、同年 4 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳から、申立期間（昭和 63 年 4 月）の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社が提出した退職者名簿によると、申立人は昭和 63 年 4 月 20 日に退社していることが確認でき、同退社日は雇用保険における離職日と一致しており、申立人も申立期間に同社に勤務していなかったと述べている。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 63 年 4 月 21 日であり、同年 4 月は、厚生年金保険の被保険者とはならない。

さらに、A社から、「昭和 63 年 4 月の厚生年金保険料を控除してしまったのは、誤りである。」との回答があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月から 6 年 9 月まで
② 平成 6 年 10 月から 8 年 6 月まで
③ 平成 8 年 7 月 31 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 3 月から平成 9 年 2 月まで広告・宣伝のための企画・制作会社を経営していた。この間の厚生年金保険記録について、社会保険事務所から問い合わせがあり聞いたところ、平成 5 年 4 月から 8 年 6 月までの標準報酬月額が極端に低くなっており驚いた。

また、喪失年月日についても平成 8 年 7 月 31 日となっており当時の記憶と違っている。当時、経理担当者からは標準報酬月額を引き下げた報告はなく、喪失年月日についても 9 年 1 月 1 日のはずである。調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の平成 5 年 4 月から 6 年 10 月に係る標準報酬月額は 53 万円と記録され、6 年 11 月から 8 年 6 月に係る標準報酬月額は 59 万円と記録されていたところ、申立期間①に係る標準報酬月額が 6 年 4 月 7 日付けで 8 万円に引き下げられ、申立期間②に係る標準報酬月額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 7 月 31 日）の後の同年 8 月 5 日付けで、9 万 2,000 円に引き下げられ、同日に申立人が同年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社に係る登記簿から同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、A 社が適用事業所でなくなった日まで勤務していた複数の従業員

は、「申立期間当時は、経営が順調とは言えず資金繰りには苦勞していたようだ。」「取引先への支払遅延も度々発生していたようだ。」等と証言している。

さらに、元従業員は、「厚生年金保険の喪失手続がとられた平成8年7月31日ごろ、社員全員に国民年金に切り替えるよう会社から通知があった。」と証言していることから、A社の代表取締役として、申立人が自らの標準報酬月額の減額処理及び被保険者資格の喪失処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理及び資格喪失届出に同意しながら、その処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から46年3月1日まで

夫は、昭和32年1月1日から61年3月31日まで一貫してA社で建築の監督の仕事をしていた。社会保険事務所で年金の手続をした時に、申立期間の加入記録が無いと同事務所の職員から言われた。しかし、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたことを記憶している。

ねんきん特別便がきたので、この機会に再調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間継続してA社に勤務していたと主張しているが、申立期間同社で勤務していた同僚が、「申立人は、A社の社長の長女の夫の経営するB社(当時は、C店)に申立期間ごろ勤務していたと思う。」と証言している上、B社の役員も「申立人は、申立期間ごろA社から来て、少しの期間当社に勤務し、またA社に戻った。」と証言している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和45年6月30日に離職し、同社で再度46年3月1日に被保険者となっており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和45年7月16日に健康保険証が返納されていることが確認できる上、同被保険者原票の整理番号*番で同年7月1日に資格を喪失し、整理番号*番で46年3月1日に資格を取得していることが確認できる。

なお、B社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない

ところ、同社の役員が、「当時の同社の従業員は、3名だけであった。」と述べていることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 30 日から 53 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。私は、A社に昭和 50 年 11 月 11 日から 53 年 5 月 31 日まで勤務しており、保険料を控除されていた。

当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 1 月 6 日から同年 5 月 8 日までは、A社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和 52 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、同年 7 月 26 日に事業主により健康保険証が返納された記録が確認できる。

また、当時のA社の代表取締役は、「社会保険を脱退した昭和 52 年 6 月 30 日以後は、従業員の給与から保険料を控除することは絶対にしていない。」と供述しており、さらに、同社において同日に資格喪失した複数の同僚からも保険料の控除についての供述を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険の支給台帳から、申立人は、昭和 52 年 7 月 11 日から 53 年 1 月 4 日まで、失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 32 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 33 年 4 月 23 日から同年 5 月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚3人に照会したところ、「申立期間①及び②について、申立人と同郷の仲間と一緒に季節労働者としてA社に勤務した。」と証言している。しかし、当該3名の同僚は申立期間を含めA社での厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立期間③においてA社の被保険者名簿に記録されている別の同僚は、勤務時間帯の違いや会社の寮で同部屋でないことから申立人の勤務実態の有無について、証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿記号番号払出票及び被保険者名簿から、申立人のA社に係る被保険者記録は資格取得日が昭和31年10月8日、資格喪失日が32年2月7日、資格取得日が昭和32年11月22日、資格喪失日が33年4月23日と記載されており、不自然な点はみられない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 7 日まで
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の等級が下がっているが、同社における申立期間の実際の給与額は、約 60 万円だったと記憶しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 9 月 7 日より後の日付である同年 9 月 24 日に、7 年 9 月及び同年 10 月は 59 万円から 12 万 6,000 円に、7 年 11 月から 8 年 8 月までの期間については 59 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び本人の供述並びに同社の閉鎖事項全部証明書により認められる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無く、申立期間の標準報酬月額の減額の遡^{そきゅう}及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。しかし、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の手続は自らが行ったと述べていることから、同社代表取締役として、申立人が当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月ごろから 34 年 3 月ごろまで
② 昭和 34 年 10 月ごろから 35 年 3 月ごろまで
③ 昭和 38 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまで
④ 昭和 40 年 8 月ごろから 41 年 4 月ごろまで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、それぞれの事業所において臨時工員として勤務しており、申立期間③はC社で、申立期間④はD社で、それぞれの事業所において主にトラック運送の運転手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間について、A社に勤務していたと述べているが、同社の人事記録には、申立人が当該期間に勤務していたとする記録は無く、申立人が昭和 30 年 3 月 25 日から同年 5 月 6 日までの期間及び同年 6 月 3 日から同年 8 月 5 日までの期間に同社に臨時雇用で勤務していた旨が記録されている。

また、A社では、臨時雇用の場合、厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、社会保険庁が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

申立期間②について、申立人はB社において、臨時工員であったと供述しているところ、同社は、昭和 36 年以降臨時工を社員に切り替えていき、厚生年金保険の加入については正社員になった者について行っていたと回答している。

また、社会保険庁が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

申立期間③について、E社（C社の後継会社）には人事記録等の関連資料が保存されておらず、同僚も連絡先が判明しないことから、聴取できず、申立人の勤務実態や保険料控除に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

また、社会保険庁が保管しているC社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

申立期間④について、D社は、当時の人事記録を確認したが、申立人が勤務していた記録は無いとの回答であった。

また、申立人は、D社において雇用保険に加入していない。

さらに、社会保険庁が保管しているD社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月ごろから 20 年 8 月ごろまで
私は、遠い親戚の紹介によってA社に入社し、昭和 19 年 2 月ごろから 20 年 8 月ごろまで探知機の部品管理の仕事をした。当時の上司や同僚の名前を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、上司や同僚の姓及び仕事の内容を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶しているのは、上司や同僚の姓のみであるため、同僚を特定することができない上、申立人の記憶している同僚の中には、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に、姓自体記載が無い者もあった。

また、A社が保管している勤労台帳（厚生年金保険被保険者の名簿）には、申立人の氏名が無い。なお、社会保険事務所の保管する同社の被保険者名簿から複数名を抽出し、同台帳に氏名があるか確認した結果、いずれも氏名が確認できる。

さらに、社会保険事務所に保管されているA社の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらなかった。

加えて、申立期間当時に被保険者名簿に氏名のある同僚十数名に聴取したが、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に営業職として勤務していた期間について、同社の記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、当該期間については、毎月の給与から保険料を控除されていた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社の同僚であったとしている者は、当該期間について、申立人と共に、同社の営業部門を委託された関連会社であるB社に役員として勤務していたと供述しており、B社の法人登記簿では、当該期間について、申立人は、当該同僚と共にB社の役員であったと確認できる。

また、当該同僚は、申立期間について国民年金に加入しているが、当該期間については、自分はA社で厚生年金保険被保険者資格は取得していないと供述している。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間について、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者記録の整理番号に欠番は無く、人事記録等の申立てに係る事実を確認できる関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月5日から32年2月ごろまで
② 昭和32年3月ごろから34年7月1日まで

申立人は、昭和30年5月5日から32年2月ごろまでの期間、A社で結婚前に妻と一時期一緒に勤務しており、32年3月ごろから34年7月1日までの期間は、B社C工場に勤務していた。申立期間について、社会保険庁の記録は厚生年金保険に未加入となっているが、確かに勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻が申立人と一緒にA社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の妻は、A社に勤務していたとする申立期間①の一部期間についてD社に係る被保険者となっていることからD社の従業員に聴取したところ、「A社は、D社が一時経営を援助していた事業所である。当時は臨時工が多く、臨時工の給与は良かったが厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人の妻がD社で勤務していたとして名前を覚えていた同僚は、「A社の名前は聞いたことがあるが、申立人のことは記憶に無い。D

社には2、3年ぐらい勤務していたと思うが、自分も臨時工として働いたことがある。」と証言している。

また、D社の厚生年金保険被保険者名簿で確認しても、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社の担当者は、「当時の資料は残っていないが、勤務期間が長期、短期にかかわらず、厚生年金保険に加入しない勤務形態があったようで、このような形態は本人が希望したのではないか。」と述べている。

さらに、B社C工場で申立期間当時厚生年金保険加入記録のある同僚は、「私も臨時で昭和32年の夏ごろ入社し、同年11月から厚生年金保険に加入している。」と述べていることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続を行わなかった状況がうかがえる。

加えて、B社C工場の厚生年金保険被保険者名簿で確認しても、申立人の名前は確認することができず、同社の健康保険組合の加入記録においても申立人の加入記録は確認することができない。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月から26年9月まで

社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。私が保管していた履歴書によると、同社には昭和23年10月に入社し、26年9月に退職したと記載してある。同社に勤務していた時に手押しカンナで小指を怪我して、労災ではなく、健康保険証を使って病院にかかり治療を受けた。そのため厚生年金保険にも加入していたはずである。

履歴書に書かれていた期間にA社で働いていたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が保管していた履歴書に「昭和23年10月A社に入社、26年9月同社解散のため退職。」という記載があったことから申立期間に同社で勤務していたとして申し立てているが、社会保険庁の記録では、申立人はB社において、申立期間中に当たる昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年4月30日に資格を喪失している。それ以降、同様に同年5月2日に被保険者資格を再取得し、同年8月25日に資格を喪失、同年9月1日に被保険者資格を再取得し、26年6月10日に資格を喪失、同年6月10日に被保険者資格を再取得し、同年6月19日に資格を喪失となっており、この期間はB社で勤務した記録となっている。

また、申立人は、昭和26年7月23日にB社が発行した退職証明書「NOTICE OF RELEASE OF JAPANESE EMPLOYEE」を保管しており、申立人が昭和23年7月12日から26年6月16日までB社に勤務していたこと

が確認できることから、申立人は申立期間中にA社で勤務していないことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社に係る商業登記簿謄本を調査したが、管轄する法務局では同社に関する記録は見当たらないとしており、同社の実態を確認することができない。

加えて、申立人はA社の事業主や同僚らの氏名を名字しか覚えていないことから、同社の事業主や同社で申立人と同じように勤務した同僚が判明せず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月ごろから28年1月ごろまで
② 昭和54年6月ごろから59年11月ごろまで

私は、申立期間①について昭和26年11月にA社に入社、電気工として勤務し28年1月に退職した。

申立期間②について、B社には昭和54年6月に雇われ、Cに出張、2年1か月勤務した後に帰国した。その後、56年10月にDに出張、3年1か月勤務し59年11月19日に帰国した。

申立期間①及び②の厚生年金保険の加入期間が漏れているので、この期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から期間は特定できないが、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚から聴取したところ、「A社では、厚生年金保険に加入していない請負やアルバイトが多数働いていた。」旨の供述をしている。

また、事業主へ照会したところ、「申立人の申立期間について、記録資料が無いため資格取得及び喪失の届出、保険料の納付、雇用形態は不明。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿より、昭和23年10月から29年12月の期間の74名の資格取得者を確認したところ、申立人の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

申立期間②について、事業所照会及び同僚の証言から、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社の事業主へ照会したところ「申立人の申立期間について、E社と委託契約をして海外での仕事を依頼した。給料は同僚を含め事業主に一括支払いをしており、保険料控除及び納付は弊社からはない。」と回答している。

また、E社について調査した結果、厚生年金の適用事業所としての登録が無く、類似した4か所の事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い。

さらに、同僚から聴取したところ、「申立人は請負として働いていた。」と供述している。

加えて、申立人の申立期間について、雇用保険の加入記録が無く、国民年金の納付記録がある。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 27 日から同年 9 月ごろまで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社）で、昭和 42 年 5 月 26 日に資格取得、同年 6 月 27 日に資格喪失となっており、被保険者期間が 1 か月しか無いが、同年 2 月ごろから同年 9 月ごろまで勤務していた。
入社した昭和 42 年 2 月ごろから、資格取得日の同年 5 月 26 日までは、見習い期間のようだったので、申立てはしないが、資格喪失日とされている同年 6 月 27 日から同年 9 月ごろまでは、保険料を控除されていたと思うので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主に照会したところ、「申立人のことは記憶しているが、辞めた時期までは覚えていない。また、当時は、退職日と社会保険の資格喪失日は同じにする取扱いをしていた。」旨の供述をしている。

また、当時の複数の同僚に照会したものの、申立人がA社を退職した時期について具体的な証言等を得ることはできず、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、A社は、当時の人事記録や給与関係書類を保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から35年7月1日まで

私は、昭和25年10月1日からA社に勤務していたが、自宅で洋裁の仕事をするために35年7月1日に退職した。その際には脱退手当金の話は一切無く、退職金ももらわなかった。私が厚生年金保険について知ったのは、48年に別会社に入社したときが初めてであり、それまでは自分が厚生年金保険に入っていたことも知らなかったにもかかわらず、脱退手当金を受給したこととなっているので、申立期間が被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票の申立人の前後各30ページに記載されている女性のうち、申立人が被保険者資格を喪失した時期とほぼ同時期（昭和35年度及び36年度）に資格喪失をした者17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に脱退手当金の支給記録が確認でき、残る6名については被保険者資格喪失後6か月以内に被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、再取得の予定がない者に対しては、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の被保険者台帳には脱退手当金が支給決定された昭和36年6月2日の約1か月前の同年5月2日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 22 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は昭和 39 年 3 月に A 社に入社して以来、44 年 3 月 1 日まで、一貫して同社の契約先工場で作業員として勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が無いが、昭和 39 年 4 月 1 日からの雇用保険の加入保険記録があるので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、A 社契約先の B 工場で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社の保管する申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に関する届出書によると、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険庁が保有する A 社の厚生年金保険被保険者名簿と一致する。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険庁が保有する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人と同日の同僚を調査したところ、17 名の同僚が確認できたが、そのうちの複数の同僚が、「入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、それまでは臨時社員であった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から19年2月1日まで
昭和18年4月から19年1月31日まで、徴用により海軍の技術研究所A分駐所に入所し、その後B社で海軍の派遣工員として働いていたのに、その期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事の内容等を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間に海軍の技術研究所から海軍派遣工員としてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「現在保管している資料に申立人の記録を確認することができなかった。」と回答している。

また、申立人は海軍の技術研究所に所属し、申立期間の給与は同研究所から支給されていたとしている。

なお、社会保険事務所の記録では海軍の技術研究所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は無い。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間のうち、平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 5 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額記録が 9 万 8,000 円となっている。夫は同社の専務取締役であり、夫の妹が代表取締役であった。給料は毎月 38 万円程度であった。同社は経営不振で 15 年 3 月に倒産した。当該期間についての厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 14 年 5 月 31 日)の後の平成 14 年 6 月 11 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の専務取締役として同社に在籍していたことが、申立人の同社における名刺や同社の従業員の証言により認められる。

また、A社の代表取締役は、「同社の経理や社会保険事務については、申立人がすべての権限を有していた。」旨の供述をしている。

さらに、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票の記録により、同社は平成 13 年 10 月から厚生年金保険料の滞納が生じており、滞納処分に関しては、申立人と同社が顧問契約していたB社会保険労務士事務所の職員二人が社会保険事務所の職員と直接相談していたことが確認で

きる。

加えて、B 社会保険労務士事務所の職員によると、「申立期間当時の A 社の業績は著しく不振で、社会保険料を滞納しており、差押えをするという話を社会保険事務所の担当係官から言われていた。相談の結果、差押えを避けるため、標準報酬月額をさかのぼって低くするやり方で保険料の未納分を補填することとし、標準報酬月額変更届を提出した。代表取締役と申立人は経営者として責任を取るために自らの保険料を調整し、納得した上で届出をした。」と証言していることから、申立人は当該訂正処理に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A 社の専務取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月20日から31年12月1日まで
私は、申立期間のうちA社で仕事をしていましたが、労働組合の結成に関連して解雇された。

申立期間のうち、会社名は忘れたが、B氏という経営者がいた「F」という会社で仕事をしており、C氏という事務員のいたことを記憶している。

2つの事業所に勤務していた期間の前後関係の記憶は定かではないが、勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちA社については、申立人は労働組合結成に関する相談をしていた上部団体の担当者の氏名を記憶しておらず、連絡先は不明のため事情を聴取できない上、同僚からも同社の労働組合の結成や活動についての証言は得られなかった。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年5月1日であり、連絡先が判明した同僚3名中2名は、28年から勤務していたとするも同社が適用事業所になる以前から厚生年金保険の保険料を控除されていたとの証言は無く、申立人についても同様と思われる。そのほかに、申立人は上司や同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態及び保険料控除に係る証言を得られない。

さらに、申立人の申立期間のうちA社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険

番号の欠番は無く、申立人の氏名の記載は確認できない。

申立期間のうち「F」は、D組合の組合員名簿及び昭和 32 年発行の住宅地図からE社であることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管するE社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶していた事務員C氏の記録が存在し、同僚の回答で業務内容が申立人の主張と一致していることから、申立人が昭和 29 年 2 月 18 日の前後の期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社の事業主及び複数の同僚は、同社では勤務形態による社会保険加入の異なる扱いは無かったと回答するも、試用期間が3か月から4か月あったと回答している同僚も複数いることから、申立人の申立期間は試用期間内だった可能性がある。

また、事業主からは「高齢のため記憶に無い」との回答があり、同僚からは「申立人を知らない」という回答のみであり、いずれからも保険料控除に関する証言は得られない。

さらに、E社は既に閉鎖しており、申立期間に係る人事記録及び保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

加えて、申立期間に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険番号の欠番は無く、申立人の氏名の記載は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 23 日から 25 年 12 月 1 日まで
夫は昭和 23 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、26 年 8 月に退社したが、23 年 10 月 23 日から 25 年 12 月 1 日までの記録が抜けている。その間は A 社 C 本社で勤務していたはずなので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が持っていた昭和 26 年の履歴書には、A 社へは昭和 23 年 4 月入社、26 年 8 月退社と記載されている。

しかし、A 社 B 工場の同僚は、申立人は、他の同僚とトラブルを起こし、会社に来なくなってしまったことから、退社したと記憶していると証言している。

また、A 社に照会したところ、「当時の資料は無いが、申立人は一度同社を退職し、再度就職したと考えられる。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に勤務していたとする A 社 C 本社の同僚は、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人が転勤していたら所属していたと思われる部署の上司や同僚を調べたが、既に故人となっており、証言を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社 B 工場の被保険者名簿でも、社会保険庁のオンライン記録と同様に、昭和 23 年 10 月 23 日に資格喪失の後、25 年 12 月 1 日の資格再取得となっており、同社 C 本社の被保険者名簿にも、申立人の名前を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。